

面会規程

第1条（目的）

この規程は、入院患者の療養環境の維持及び患者と家族等との交流機会の確保を図るとともに、感染対策及び医療安全に配慮し、適切な面会の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

- ・入院患者に対する家族等の面会は、正当な理由なくこれを妨げない。
- ・面会制限を行う場合は、患者の病状、感染症流行状況、院内感染防止、医療安全その他やむを得ない事情がある場合に限る。
- ・面会制限は、必要最小限の範囲とし、過度に厳格なものとならないよう配慮する。

第3条（面会者の範囲）

面会者は、家族、親族、後見人、患者が希望する者、その他当院が適当と認めた者とする。

第4条（通常の面会時間）

- ・面会時間は、原則として毎日14時30分から20時00分（*退棟時間19:50）までとする。
- ・診療、処置、検査、食事、安静時間等により、面会時間内であっても面会をお待ちいただく場合がある。

第5条（面会人数及び時間）

- ・診療環境保護の為、同時の面会人数は2名迄とする。
- ・17:00以降の面会は家族のみとする。
- ・患者の病状その他必要がある場合は、前項に定める面会人数及び時間を個別に調整する。

第6条（面会時の遵守事項）

面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ・受付又は職員へ面会の申し出を行うこと。
- ・17:00以降の個別対応（相談等）を控えること。
- ・手指衛生、咳エチケット、必要時のマスク着用等、当院の感染対策に従うこと。
- ・発熱、咳、嘔吐、下痢その他感染症が疑われる症状がある場合は面会を控えること。
- ・病室内で大声、飲酒、喫煙その他療養環境を損なう行為をしないこと。
- ・他の患者の迷惑となる行為をしないこと。

第7条（面会制限）

当院は、次の各号に該当する場合、面会の制限又は中止を行うことができる。

- ・感染症の発生又は流行時
- ・患者の治療上又は安静上支障がある場合
- ・医療安全上支障がある場合
- ・他の患者の療養環境に著しい影響がある場合
- ・面会者が本規程に従わない場合
- ・その他管理上やむを得ない場合

第8条（特別な配慮）

重篤な状態、終末期、病状説明、意思決定支援その他特別な事情がある場合は、患者及び家族等の意向に配慮し、個別に面会機会を確保するよう努める。

第9条（周知）

本規程は、受付、病棟その他見やすい場所に掲示するとともに、必要に応じて患者及び家族等へ説明する。

第10条（見直し）

本規程は、感染症流行状況、法令・通知、院内運用状況等を踏まえ、定期的に見直すものとする。

附則

本規程は、令和8年6月1日より施行する。